

## 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程

昭和24年10月3日最高裁判所規程第21号

改正 昭和25年2月21日最高裁判所規程第4号  
昭和25年6月22日最高裁判所規程第11号  
昭和27年4月21日最高裁判所規程第6号  
昭和32年6月15日最高裁判所規程第3号  
昭和60年11月20日最高裁判所規程第3号  
平成16年3月31日最高裁判所規程第4号

### 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程

(昭二七最裁程六・改称)

第一条 新たに裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下裁判所職員という。）となつた者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下宣誓という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならない。但し、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

(昭二五最裁程四・昭二七最裁程六・一部改正)

第一条の二 新たに裁判所職員となつた者には、この規程に定める宣誓が行われた後でなければ、給与を支払つてはならない。

(昭二五最裁程四・追加、昭二七最裁程六・一部改正)

第二条 宣誓は、この規程又はこの規程の委任に基く下級裁判所規程の定める者の面前において、別紙様式の宣誓書に署名押印して行う。

2 前項の規定によりその面前において宣誓を行わせる者は、宣誓前、裁判所職員に宣誓書を朗読させ、その他適当と認める方法で宣誓の趣旨を理解させなければならない。

(昭二五最裁程四・昭二七最裁程六・一部改正)

第三条 最高裁判所事務総長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長、最高裁判所図書館長及び最高裁判所の裁判所調査官の宣誓は、最高裁判所長官の面前において行う。

(昭二五最裁程四・昭二五最裁程一一・昭三二最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第四条 前条に掲げる裁判所職員以外の裁判所職員で最高裁判所又は最高裁判所事務総長が任命又は補職を行うものの宣誓は、最高裁判所に勤務する裁判所職員（司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員を除く。）については最高裁判所事務総長の面前において、司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員については、それぞれ司法研修所長、裁判所職員総合研修所長又は最高裁判所図書館長の面前において、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に勤務する裁判所職員については、その所属する裁判所の長の面前において、簡易裁判所又は檢察審査会に勤務する裁判所職員については、これを監督し、又はその所在地を管轄する地方裁判所の長の面前において行う。

(昭二五最裁程一一・全改、昭二七最裁程六・昭三二最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第五条 前二条に掲げる裁判所職員以外の裁判所職員の宣誓は、最高裁判所に勤務する裁判所職員（司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員を除く。）については最高裁判所事務総局長の面前において、司法研修所、裁判所職員総合研修所又は最高裁判所図書館に勤務する裁判所職員については、それぞれ司法研修所事務局長、裁判所職員総合研修所事務局長又は最高裁判所図書館長の面前において、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に勤務する裁判所職員については、その所属する裁判所の定める者の面前において、簡易裁判所又は檢察審査会に勤務する裁判所職員については、これを監督し、又はその所在地を管轄する地方裁判所の定める者の面前において行う。

(昭二五最裁程一一・全改、昭二七最裁程六・昭三二最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第六条 署名押印の終つた宣誓書は、任命を行つた裁判所又は委任を受けて任命を行つた者が保管する。

2 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、第四条の宣誓が行われたときは、すみやかにその宣誓書を最高裁判所に送付しなければならない。

(昭二五最裁程四・一部改正)

附則

- 1 この規程は、昭和二十四年八月十八日から適用する。
- 2 この規程適用後三十日以内に新たに裁判所職員となつた者は、第一条の規定にかかわらずこの規程適用後三十日間は、宣誓を行う前においても、その職務を行うことができる。

附則（昭和二五年二月二一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、昭和二十五年二月二十一日から施行する。

附則（昭和二五年六月二二日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和二十五年六月二十五日から施行する。

附則（昭和二七年四月二一日最高裁判所規程第六号）

この規程は、昭和二十七年四月二十二日から施行し、同年一月一日から適用する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

附則（昭和六〇年一月二〇日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（別紙様式）（昭和三十九年法律第三号）

宣 誓 書

私は、日本国憲法を遵守し、法令及び上司の職務上の命令に従い、国民全体の  
奉仕者として、公共の利益のために誠実かつ公正に職務を行うことを誓います。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_